

平成 2 9 年 3 月
平成 2 9 年 第 1 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 1 号	平成29年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5 号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6 号	平成29年度栃木市下水道特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成29年度栃木市農業集落排水特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成29年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第10号	平成28年度栃木市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第11号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第12号	平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第13号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議案第14号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第2号）	別冊
議案第15号	平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第16号	平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第3号）	別冊

議案第18号	平成28年度栃木市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第19号	栃木市名誉市民条例の制定について	5
議案第20号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	8
議案第21号	とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の制定について	11
議案第22号	栃木市消防基金条例の制定について	15
議案第23号	公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	18
議案第24号	栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について	39
議案第25号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	42
議案第26号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第27号	栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	51
議案第28号	栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	54
議案第29号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第30号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第31号	栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第32号	栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	64

議案第33号	栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	66
議案第34号	栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第35号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第36号	栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定について	74
議案第37号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の変更について	76
議案第38号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散について	78
議案第39号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について	80
議案第40号	工事請負契約の変更について	89
議案第41号	市道路線の認定について	90
議案第42号	市道路線の変更について	92
議案第43号	財産の交換について	94
議案第44号	指定管理者の指定について（栃木市渡良瀬の里）	96
議案第45号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	97
議案第46号	指定管理者の指定期間の変更について	98
議案第47号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
議案第48号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	100
議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	101
議案第50号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	102

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年12月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年11月14日、栃木市藤岡町大田和地内市道2130(F25)号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市藤岡町地内居住者

2 損害賠償の額

185,942円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

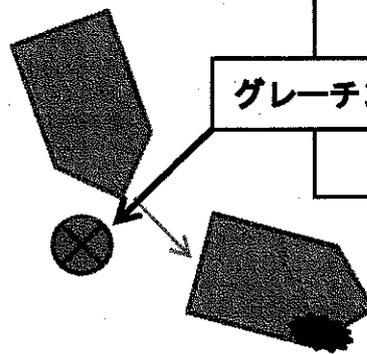
2 以下略

【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.299044/139.632733/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0u0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



大型車が通行した際に金属製の側溝用の蓋であるグレーチングがずれ、直後に通行した乗用車がグレーチングに接触し、バンパー等を破損した。

栃木市名誉市民条例の制定について

栃木市名誉市民条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、社会の進展又は文化の興隆に貢献した者の功績を顕彰し、もって社会文化の振興及び発展に対する市民意欲の高揚を図ることを目的とする。

(名誉市民)

第2条 市民又は市に縁故の深い者で、産業、経済、保健、医療、福祉、学術、技芸、スポーツその他の分野において社会の進展又は文化の興隆に多大の貢献をし、その功績が絶大で、郷土の誇りとして市民から深く尊敬されているものに対して、栃木市名誉市民（以下「名誉市民」という。）としてその業績をたたえ、これを顕彰する。

(選定等)

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定する。

2 市長は、前項の同意を得ようとするときは、あらかじめ栃木市名誉市民選考委員会の意見を聴かなければならない。

3 名誉市民を決定したときは、公示し、広報紙で公表するものとする。

(顕彰)

第4条 名誉市民には、その称号及び栃木市名誉市民章を贈与する。

2 名誉市民の称号及び栃木市名誉市民章は、故人に対しても追贈することができる。

3 市長は、名誉市民に対し、名誉市民にふさわしい待遇を与えることができる。

(称号の取消し)

第5条 市長は、名誉市民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けなくなつたと認められるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その日から前条第3項の規定により与えられた待遇を失うものとする。

(栃木市名誉市民選考委員会の設置)

第6条 名誉市民を適正に選考するため、栃木市名誉市民選考委員会を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の栃木市名誉市民条例（昭和34年栃木市条例第24号）、大平町名誉町民条例（昭和47年大平町条例第30号）、藤岡町名誉町民条例（昭和52年藤岡町条例第19号）、都賀町名誉町民条例（平成2年都賀町条例第19号）、西方町名誉町民条例（平成4年西方村条例第21号）又は岩舟町名誉町民条例（昭和57年岩舟町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定
するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給料の特例)

第2条 市長、副市長及び教育長の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の算定の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合の教育長の平成29年4月1日から平成30年3月31日までににおける給料月額については、第2条の規定は適用せず、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成27年栃木市条例第1号）による廃止前の栃木市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成22年栃木市条例第54号）第2条第1項に定める額から当該額に100分の5を乗じ

て得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例の
制定について

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例を次のように
制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業の受託事業者の選定に当たり、受託希望事業者（以下「事業者」という。）の審査等を公平かつ公正に実施するため、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者の募集に関する事項
- (2) 事業者の審査及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受託事業者の選定に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から受託事業者との委託契約を締結する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の事業遂行能力その他の考慮すべき事項について、公平かつ公正に審査及び評価を行わなければならない。

- 2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職務を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市消防基金条例の制定について

栃木市消防基金条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市消防基金条例

(設置)

第1条 消防施設及び消防装備を整備する経費の財源に充てるため、栃木市消防基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、消防施設及び消防装備の整備に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

公の施設の利用等に関する処分を承認とすることに伴う関係条例の整理に関する条例

(とちぎ市民活動推進センター条例の一部改正)

第1条 とちぎ市民活動推進センター条例（平成22年栃木市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条並びに第11条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第12条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第16条第1項第2号中「許可等」を「承認等」に、「許可」を「承認」に改める。

(栃木市コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 栃木市コミュニティセンター条例（平成22年栃木市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第7条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第11条第2号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第13条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例の一部改正)

第3条 栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例（平成22年栃木市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第5条中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第7条及び第10条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市藤岡遊水池会館条例の一部改正)

第4条 栃木市藤岡遊水池会館条例（平成22年栃木市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第5条、第7条（見出しを含む。）、第8条及び第11条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市働く婦人の家条例の一部改正)

第5条 栃木市働く婦人の家条例（平成22年栃木市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第9条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第10条（見出しを含む。）及び第12条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

（栃木市勤労青少年ホーム条例の一部改正）

第6条 栃木市勤労青少年ホーム条例（平成22年栃木市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に、「許可された」を「承認された」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第10条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第14条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市技能センター条例の一部改正）

第7条 栃木市技能センター条例（平成22年栃木市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市勤労者体育センター条例の一部改正）

第8条 栃木市勤労者体育センター条例（平成22年栃木市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第7条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第10条中「許可」を「承認」に改める。

第11条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改め、同項第2号中「利用許可」を「利用承認」に改め、同項第3号中「許可」を「承認」に改める。

第13条第1号中「許可」を「承認」に改める。

第17条第1項第1号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市保健福祉センター条例の一部改正)

第9条 栃木市保健福祉センター条例(平成22年栃木市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条中「許可」を「承認」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同項第2号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第14条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市地域福祉センター条例の一部改正)

第10条 栃木市地域福祉センター条例(平成22年栃木市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条から第7条までの規定中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第12条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第17条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市渡良瀬の里条例の一部改正)

第11条 栃木市渡良瀬の里条例（平成22年栃木市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第15条第1項第2号中「許可等」を「承認等」に改める。

(栃木市児童館条例の一部改正)

第12条 栃木市児童館条例（平成22年栃木市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第6条中「許可」を「承認」に、「許可された」を「承認された」に改める。

第7条の見出し中「団体利用許可」を「団体利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

(栃木市地域子育て支援センター条例の一部改正)

第13条 栃木市地域子育て支援センター条例（平成22年栃木市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

（栃木市老人福祉センター条例の一部改正）

第14条 栃木市老人福祉センター条例（平成22年栃木市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1号中「許可」を「承認」に改める。

第13条、第14条及び第19条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例の一部改正）

第15条 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例（平成22年栃木市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「不許可」を「不承認」に改め、同条中「許可してはならない」を「承認してはならない」に改める。

第9条中「許可」を「承認」に改める。

第10条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に、「変更許可」を「変更承認」に改める。

第11条及び第15条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市寺尾地区ふれあいセンター条例の一部改正）

第16条 栃木市寺尾地区ふれあいセンター条例（平成22年栃木市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第5条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市都賀老人憩いの家条例の一部改正）

第17条 栃木市都賀老人憩いの家条例（平成22年栃木市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

（栃木市地域活動支援センター条例の一部改正）

第18条 栃木市地域活動支援センター条例（平成22年栃木市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に、「許可された」を「承認された」に改める。

（栃木市隣保館条例の一部改正）

第19条 栃木市隣保館条例（平成22年栃木市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第5条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第8条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市集会所条例の一部改正)

第20条 栃木市集会所条例（平成22年栃木市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第9条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市墓園条例の一部改正)

第21条 栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「使用許可」を「使用承認」に、「使用許可証」を「使用承認証」に改める。

第12条第1項中「使用許可」を「使用承認」に改める。

別表第1（注）中「使用許可した」を「使用承認した」に改める。

(栃木市斎場条例の一部改正)

第22条 栃木市斎場条例（平成22年栃木市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「許可した」を「承認した」に改め、同条第2

項中「許可」を「承認」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第7条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

（栃木市勤労者総合福祉センター条例の一部改正）

第23条 栃木市勤労者総合福祉センター条例（平成22年栃木市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条及び第11条中「許可」を「承認」に改める。

第12条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同項第2号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第13条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第16条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

（とちぎ蔵の街観光館条例の一部改正）

第24条 とちぎ蔵の街観光館条例（平成22年栃木市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条中「第6条第1項」の次に「の承認」を加える。

第12条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第17条第2号中「許可」を「承認」に改める。

別表第2備考2中「利用期間」を「使用期間」に、「利用許可」を「使用許可」に改める。

(栃木市倭町小江戸ひろば条例の一部改正)

第25条 栃木市倭町小江戸ひろば条例(平成22年栃木市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第6条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第9条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「利用許可」を「利用承認」に改める。

(かかしの里条例の一部改正)

第26条 かかしの里条例(平成22年栃木市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「利用許可申請書」を「利用承認申請書」に、「許可」を「承認」に改める。

第8条中「第5条第1項」の次に「の許可」を加え、「前条第2項の許可」を「前条第2項の承認」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「第5条第1項」の次に「の許可」を加え、「規定によりかかしの里の利用許可」を「承認」に改め、「その許可」の次に「若しくは承認」を加える。

第11条中「第7条第2項の許可」を「第7条第2項の承認」に改める。

第14条中「利用許可」を「許可若しくは承認」に改める。

(栃木市営有料観光駐車場条例の一部改正)

第27条 栃木市営有料観光駐車場条例(平成22年栃木市条例第174号)

の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

(栃木市大平まちづくり交流センター条例の一部改正)

第28条 栃木市大平まちづくり交流センター条例(平成22年栃木市条例

第175号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に、「許可された」を「承認された」に改め、同条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条中「許可」を「承認」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第13条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第17条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市農村振興総合センター条例の一部改正)

第29条 栃木市農村振興総合センター条例(平成22年栃木市条例第17

7号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第7条第1項中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第9条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市出流ふれあいの森条例の一部改正)

第30条 栃木市出流ふれあいの森条例(平成22年栃木市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第7条(見出しを含む。)中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第12条中「許可」を「承認」に改める。

第13条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改め、同項第2号及び第3号中「許可」を「承認」に改める。

第14条第1項及び第18条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市農村婦人の家条例の一部改正)

第31条 栃木市農村婦人の家条例(平成22年栃木市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第4条(見出しを含む。)中「許可」を「承認」に改める。

第5条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第9条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「利用許可」を「利

用承認」に改める。

第11条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

(栃木市農産物加工所条例の一部改正)

第32条 栃木市農産物加工所条例（平成22年栃木市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第10条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正)

第33条 栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第5条第1項中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第7条第1号中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「利用承認」に改める。

第8条、第9条（見出しを含む。）、第10条第1項中「許可」を「利用承認」に改める。

第13条第1項第1号中「許可」を「承認」に改める。

別表第2の1の項(1)の表備考7中「許可しない」を「承認しない」に改

める。

(栃木市公民館条例の一部改正)

第34条 栃木市公民館条例（平成22年栃木市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「不許可」を「不承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条、第12条、第14条及び第15条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市図書館条例の一部改正)

第35条 栃木市図書館条例（平成22年栃木市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第7条中「許可」を「承認」に改める。

(とちぎ蔵の街美術館条例の一部改正)

第36条 とちぎ蔵の街美術館条例（平成22年栃木市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「許可」を「承認」に改め、同条第3項中「教育委員会又は「市長」」を「教育委員会」又は「市長」に改める。

(栃木市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第37条 栃木市歴史民俗資料館条例（平成22年栃木市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第6条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可し

ない」を「承認しない」に改める。

第7条中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第13条中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第18条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市体育施設条例の一部改正)

第38条 栃木市体育施設条例（平成22年栃木市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第6条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第7条及び第8条中「許可」を「承認」に改める。

第10条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第13条第2号、第15条及び第18条第1項第1号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市地域運動広場条例の一部改正)

第39条 栃木市地域運動広場条例（平成22年栃木市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「利用許可」を「利

用承認」に改める。

(栃木市営金崎有料駐車場条例の一部改正)

第40条 栃木市営金崎有料駐車場条例（平成23年栃木市条例第28号）

の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第5条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「利用許可」を「利用承認」に改める。

第10条中「許可された」を「承認された」に改める。

(栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部改正)

第41条 栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例（平成23年栃木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市真名子夢ホール条例の一部改正)

第42条 栃木市真名子夢ホール条例（平成23年栃木市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第5条第1項中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第7条第1項中「許可」を「承認」に改める。

(道の駅にしかた条例の一部改正)

第43条 道の駅にしかた条例（平成23年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第10条の見出しを「(利用承認の取消し)」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同項第2号中「利用許可」を「利用承認」に、「条文」を「条件」に改め、同項第3号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

（栃木市小野寺ふれあい館条例の一部改正）

第44条 栃木市小野寺ふれあい館条例（平成26年栃木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同項第2号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

（栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部改正）

第45条 栃木市農業振興むらづくり施設条例（平成26年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第5条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第8条、第10条第2号、第11条及び第14条第1項第2号中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市健康福祉センター条例の一部改正)

第46条 栃木市健康福祉センター条例（平成26年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(利用承認)」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改め、同条第2項中「許可された」を「承認された」に改め、同条第3項中「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第8条中「許可」を「承認」に改める。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用承認」に改め、同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第14条、第17条第1項第2号及び別表の1 栃木市大平健康福祉センターの項(4)レストランの表備考2中「許可」を「承認」に改める。

(道の駅みかも条例の一部改正)

第47条 道の駅みかも条例（平成26年栃木市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第8条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第10条の見出しを「(利用承認の取消し)」に改め、同条第1項中「許

可」を「承認」に改め、同項第2号及び第3号中「利用許可」を「利用承認」に改める。

(栃木市天幕使用条例の一部改正)

第48条 栃木市天幕使用条例（平成22年栃木市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第4条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第5条第1項中「許可」を「承認」に、「使用許可」を「使用承認」に改める。

第7条、第8条の見出し及び同条第1項並びに第9条中「許可」を「承認」に改める。

(栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部改正)

第49条 栃木市公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第5条中「許可する」を「承認する」に改める。

(栃木市暴力団排除条例の一部改正)

第50条 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「許可しない」を「承認しない」に改め、同条第2項中「許可している」を「承認している」に、「許可」を「承認」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている公の施設の利用許可は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定によりなされた公の施設の利用承認とみなす。

3 この条例の施行の際現に第48条の規定による改正前の栃木市天幕使用条例の規定によりなされている貸出用天幕の使用許可は、同条の規定による改正前の栃木市天幕使用条例の規定によりなされている貸出用天幕の使用承認とみなす。

栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(栃木市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

(栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

(栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 栃木市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち栃木市個人情報保護条例第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に1号を加える改正規定中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」

を加える。

第22条の次に1条を加える改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、同項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」を加え、

「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「あるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの

をいう。以下同じ。)」に改め、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間に準用する。

第16条第4項中「前条第4項」を「第15条第4項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

別表第1の11の項中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親

である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）を加え、同表15の項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項

第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている職員」を「又は休暇等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「を承認されている」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「より育児時間を承認されている」を「より育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「を承認されている」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「子を」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を」に、「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で、負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を「、修学部分休業（当該職員が栃木市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第39号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第40号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）

第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に、「同法」を「法」に改める。

第5条中「第7条第1項第1号」を「第6条の2及び第7条第1項第1号」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第20条中「この法律」を「法」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第14条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令附則第20条第1項第1号に掲げる者 30,600円
- (2) 政令附則第20条第1項第2号に掲げる者 39,700円
- (3) 政令附則第20条第1項第3号に掲げる者 45,900円
- (4) 政令附則第20条第1項第4号に掲げる者 52,000円
- (5) 政令附則第20条第1項第5号に掲げる者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,400円

ア 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない

者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 79,500円

ア 合計所得金額が125万円を超え200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

(政令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)又は次号イに該当するものを除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 137,700円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,540円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

栃木市学童保育施設条例（平成22年栃木市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地	を
栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地	
栃木市大平南学童保育	栃木市大平町西水代1732番地	に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

栃木市遺児手当支給条例（平成22年栃木市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の3」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する
条例

栃木市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成27年栃木市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年栃木市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第15条第2項中「子を」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を」に、「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を「、修学部分休業（当該職員が栃木市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第39号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第40号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退

職日（栃木市職員の定年等に関する条例（平成22年栃木市条例第33号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市文化会館条例の一部を改正する条例

栃木市文化会館条例（平成22年栃木市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「許可」を「承認」に改める。

第5条中「許可しない」を「承認しない」に改める。

第6条中「利用許可」を「利用承認」に、「許可」を「承認」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項及び同項第3号中「利用許可」を「利用承認」に改め、同項第4号中「許可」を「承認」に改める。

第8条及び第21条第1項第1号中「許可」を「承認」に改める。

別表第2の1 栃木市栃木文化会館の項中

「

会議室	1,000円	1,000円	1,000円
-----	--------	--------	--------

を

「

会議室	1,000円	1,000円	1,000円
応接室	1,500円	1,500円	1,500円

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の栃木市文化会館条例の規定によりなされている利用許可は、この条例による改正後の栃木市文化

会館条例の規定によりなされた利用承認とみなす。

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第4 消防職給料表等級別基準職務表中

「

1	課長の職務
2	課長補佐の職務
3	分署長の職務
1	消防本部次長の職務
2	消防署長の職務
3	困難な業務を行う課長の職務
4	消防副署長の職務

を

「

1	課長の職務
2	主幹の職務
3	課長補佐の職務
4	分署長の職務
1	消防本部次長の職務
2	消防署長の職務
3	困難な業務を行う課長の職務
4	消防副署長の職務
5	困難な業務を行う主幹の職務

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例の制定について

栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市大平子どもセンター条例を廃止する条例

栃木市大平子どもセンター条例（平成22年栃木市条例第136号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約（平成 2 年栃木県指令地第 692 号）
を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約の一部を変更する規約

栃木県南公設地方卸売市場事務組合規約（平成2年栃木県指令地第692号）の一部を次のように変更する。

本則に次の1章を加える。

第5章 解散に伴う事務の承継

（解散に伴う事務の承継）

第13条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。

附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成29年9月30日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合を解散することを別紙のとおり小山市、下野市、壬生町及び野木町と協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成29年9月30日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合を解散する。

平成29年 月 日

小山市長 大久保 寿夫

栃木市長 鈴木 俊美

下野市長 広瀬 寿雄

壬生町長 小菅 一弥

野木町長 真瀬 宏子

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり小山市、下野市、壬生町及び野木町と協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

平成29年 月 日

小山市長 大久保 寿夫

栃木市長 鈴木 俊美

下野市長 広瀬 寿雄

壬生町長 小菅 一弥

野木町長 真瀬 宏子

1 小山市、栃木市、下野市、壬生町及び野木町の共有とし別表1に掲げる持分で帰属せしめる財産

(1) 別表2に掲げる土地

(2) 別表3に掲げる主である建物・附属建物・設備・附属施設

2 小山市に帰属せしめる財産

(1) 別表4に掲げる財政融資資金借入金に係る元利金

(2) 別表5に掲げる栃木県南公設地方卸売市場施設修繕基金

別表1

市町名	持分
小山市	10000分の6660
栃木市	10000分の2909
下野市	10000分の95
壬生町	10000分の182
野木町	10000分の154

別表 2

○土地

No. 1

番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
1	小山市大字下河原田字星ノ宮637番5	宅地	323.00
2	小山市大字下河原田字星ノ宮637番6	宅地	115.00
3	小山市大字下河原田字中825番1	宅地	4,957.00
4	小山市大字下河原田字中826番1	宅地	4,940.00
5	小山市大字下河原田字中827番1	宅地	729.43
6	小山市大字下河原田字中828番1	宅地	6,879.00
7	小山市大字下河原田字中829番1	宅地	334.00
8	小山市大字下河原田字中830番1	宅地	5,234.00
9	小山市大字下河原田字中831番1	宅地	3,951.00
10	小山市大字下河原田字中832番1	宅地	4,404.00
11	小山市大字下河原田字中832番2	宅地	384.00
12	小山市大字下河原田字中832番3	宅地	665.00
13	小山市大字下河原田字中833番1	宅地	908.00
14	小山市大字下河原田字中834番1	宅地	56.34
15	小山市大字下河原田字中834番4	宅地	121.92
16	小山市大字下河原田字中835番1	宅地	102.89
17	小山市大字下河原田字中837番1	宅地	3,644.00
18	小山市大字下河原田字中838番1	宅地	1,359.00
19	小山市大字下河原田字中839番1	宅地	628.00
20	小山市大字下河原田字今宮841番2	宅地	392.21
21	小山市大字下河原田字今宮842番1	宅地	219.08
22	小山市大字下河原田字今宮843番2	宅地	286.96
23	小山市大字下河原田字川福地915番3	宅地	61.29
24	小山市大字下河原田字川福地915番4	宅地	525.66
25	小山市大字下河原田字川福地915番5	宅地	105.00
26	小山市大字下河原田字川福地916番1	宅地	4,742.00
27	小山市大字下河原田字川福地917番1	宅地	2,848.00
28	小山市大字下河原田字川福地917番2	宅地	1,125.00
29	小山市大字下河原田字川福地929番	宅地	6,837.00
30	小山市大字下河原田字川福地930番1	宅地	516.93
31	小山市大字下河原田字川福地930番2	宅地	260.83
32	小山市大字下河原田字川福地930番3	宅地	296.80
33	小山市大字下河原田字川福地930番4	宅地	8.80
34	小山市大字下河原田字川福地930番5	宅地	4.00

別表 2

○土地

No. 2

番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)
35	小山市大字下河原田字川福地931番1	宅地	3,380.00
36	小山市大字下河原田字川福地932番	宅地	131.00
37	小山市大字下河原田字川福地949番1	宅地	3,488.00
38	小山市大字下河原田字川福地950番1	宅地	2,276.00
39	小山市大字下河原田字川福地950番2	宅地	2,903.00
40	小山市大字下河原田字川福地952番1	宅地	789.00
41	小山市大字下河原田字川福地952番2	宅地	341.00
42	小山市大字下河原田字川福地952番3	宅地	341.00
43	小山市大字下河原田字川福地953番1	宅地	5,100.00
44	小山市大字下河原田字川福地953番2	宅地	738.00
45	小山市大字下河原田字川福地954番	宅地	5,072.00
46	小山市大字下河原田字川福地957番	宅地	5,088.00
47	小山市大字下河原田字川福地958番	宅地	2,558.00
48	小山市大字下河原田字川福地959番	宅地	493.00
49	小山市大字下河原田字川福地960番1	宅地	777.00
50	小山市大字下河原田字川福地960番2	宅地	397.66
51	小山市大字下河原田字川福地960番3	宅地	567.00
52	小山市大字下河原田字川福地960番4	宅地	396.00
53	小山市大字下河原田字川福地960番5	宅地	161.00
54	小山市大字下河原田字川福地960番6	宅地	136.00
55	小山市大字下河原田字川福地961番1	宅地	2,546.00
56	小山市大字下河原田字川福地961番2	宅地	4,006.00
57	小山市大字下河原田字川福地962番	宅地	3,884.00
58	小山市大字下河原田字川福地963番	宅地	1,486.00
59	小山市大字下河原田字川福地964番	宅地	1,106.00
60	小山市大字下河原田字川福地965番1	宅地	2,808.00
61	小山市大字下河原田字川福地966番1	宅地	2,394.00

別表3

○主である建物

建物の所在	小山市大字下河原田字川福地 954番地、916番地1、917番地1、929番地、930番地3、931番地1、949番地1、953番地1、953番地2、957番地、958番地、960番地1、960番地3、960番地5、961番地1、962番地、963番地 小山市大字下河原田字中 828番地1、829番地1、830番地1、837番地1
-------	---

家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)	備考
954番	市場・事務所	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建	1階 13,632.74	中央棟
			2階 4,404.07	
			3階 1,183.05	

○附属建物

符号	種類	構造	床面積 (㎡)	備考
1	市場・事務所	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 1,765.25	花き棟
			2階 458.00	
2	守衛所	鉄筋コンクリート造 コンクリート板ぶき 平家建	30.00	
3	車庫	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	48.00	
4	冷蔵倉庫	鉄骨造コンクリート 板ぶき平家建	1,087.50	水産冷蔵庫棟
5	冷蔵倉庫	鉄骨造コンクリート 板ぶき平家建	105.00	青果冷蔵庫棟
6	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.00	水産加工所棟
7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.00	青果加工所棟
8	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	108.99	
9	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	210.00	青果倉庫棟
10	ゴミ集積所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	120.00	
11	ゴミ集積所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	20.75	あらごみ集積所棟
12	機械室	鉄筋コンクリート造 コンクリート板ぶき 平家建	53.25	浄化槽機械室
13	便所	コンクリートブロック造 コンクリート板ぶき 平家建	35.04	
14	便所	コンクリートブロック造 コンクリート板ぶき 平家建	35.04	

別表3

○設備

種類	設備の所在	数量	備考
青果部冷蔵庫機械設備	附属建物 符号5 冷蔵倉庫	1式	
花き部冷蔵庫機械設備	附属建物 符号1 市場・事務所	1式	
水産物部冷凍庫機械設備	附属建物 符号4 冷蔵倉庫	1式	
せり機械設備	附属建物 符号1 市場・事務所	1式	
電気通信設備	主である建物市場・事務所 1階、2階、3階 附属建物 符号1 市場・事務所 1階、2階	1式	
給排水設備	〃	1式	
冷暖房設備	主である建物市場・事務所 2階、3階 附属建物 符号1 市場・事務所 2階	1式	
ガス設備	主である建物市場・事務所 1階、2階、3階 附属建物 符号1 市場・事務所 1階、2階	1式	
衛生設備	〃	1式	
消火設備	〃	1式	

○附属施設

名称	土地の所在	構造	数量	備考
青果配送所棟	小山市大字下河原田字川福地962番	鉄骨平屋建	225 m ²	
水産配送所棟	小山市大字下河原田字川福地917番1	鉄骨平屋建	225 m ²	
自転車置き場	小山市大字下河原田字川福地949番1	鉄骨平屋建	30 m ²	
受水槽	小山市大字下河原田字川福地917番1	FRP	20 m ³	
浄化槽	小山市大字下河原田字川福地962番	鉄筋コンクリート造	560人槽	
門扉	小山市大字下河原田字川福地960番1	鋼製引戸	H=1500 mm W=24.0m	
門扉	小山市大字下河原田字中830番1	鋼製引戸	H=1500 mm W=24.0m	
柵	小山市大字下河原田字川福地915番4 外14筆 小山市大字下河原田字中825番1 外15筆 小山市大字下河原田字今宮841番2 外1筆 小山市大字下河原田字星ノ宮637番5 外1筆	メッシュフェンス H=1.5m	L=1,323m	
場内舗装	小山市大字下河原田字川福地954番 外31筆 小山市大字下河原田字中826番1 外8筆	アスファルト舗装 t=40mm	29,520 m ²	駐車場 1300台
場内舗装	小山市大字下河原田字川福地949番1、 950番1、953番2、954番	インターロッキング 舗装 t=60mm	662 m ²	

別表4

○財政融資資金借入金に係る元利金

単位：円

年	月		平成4年度債	平成5年度債	計	備考
30	3	元	140,896,994	25,020,646	165,917,640	
		利	3,099,734	972,567	4,072,301	
		計	143,996,728	25,993,213	169,989,941	
30	9	元	—	25,502,293	25,502,293	
		利	—	490,920	490,920	
		計	—	25,993,213	25,993,213	

別表 5

○基金

基金名	金額
栃木県南公設地方卸売市場施設修繕基金	金額は、平成29年9月30日 決算金額とする

工事請負契約の変更について

平成28年第2回栃木市議会定例会において、議案第99号として議決を経た工事請負契約（市道D311号線新千塚橋上部工事（市道14111号線））の一部について、次のとおり変更する。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

契約金額を、234,381,600円とする。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めらる。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道11413号線	平柳町1丁目	昭和町	
市道12323号線	今泉町1丁目	寄居町	
市道13474号線	大宮町	大宮町	
市道13475号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13476号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13477号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13478号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13479号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13480号線	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道13481号線	大塚町	大塚町	
市道13482号線	大塚町	大塚町	

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道14373号線	千塚町	千塚町	
市道23095号線	大平町富田	大平町富田	
市道32312号線	藤岡町部屋	藤岡町緑川	
市道42164号線	都賀町富張	都賀町富張	
市道42165号線	都賀町富張	都賀町富張	
市道52200号線	西方町元	西方町元	
市道62277号線	岩舟町静戸	岩舟町静戸	

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

道路の種類 市道

2級市道

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道2027号線	旧	都賀町木	都賀町富張	
	新	都賀町木	西方町元	

その他路線

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道13445号線	旧	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
	新	平柳町3丁目	平柳町3丁目	
市道14111号線	旧	仲方町	千塚町	
	新	仲方町	千塚町	

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道14116号線	旧	千塚町	千塚町	
	新	千塚町	千塚町	
市道14126号線	旧	千塚町	尻内町	
	新	千塚町	千塚町	
市道21196号線	旧	大平町真弓	大平町真弓	
	新	大平町真弓	大平町真弓	
市道23050号線	旧	大平町下皆川	大平町富田	
	新	大平町富田	大平町富田	
市道23051号線	旧	大平町富田	大平町富田	
	新	大平町富田	大平町富田	
市道32084号線	旧	藤岡町緑川	藤岡町緑川	
	新	藤岡町緑川	大平町伯仲	
市道32225号線	旧	藤岡町部屋	藤岡町部屋	
	新	藤岡町部屋	藤岡町部屋	
市道53111号線	旧	西方町元	西方町元	
	新	西方町元	都賀町富張	

財産の交換について

中心市街地のまちづくりを推進し、さらなる魅力と交流の場を創出するため、子育て支援施設子どもの遊び場整備事業用地として、次の財産を交換することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 交換に供する財産

種別	地目等	面積	所在地
土地	宅地	12,276.46㎡	栃木市大平町川連字牛久 塚420番1 他7筆

2 交換により取得する財産

種別	地目等	面積	所在地
土地	宅地他	5,589.09㎡	栃木市祝町字東下毛田 371番1 他6筆
建物	病院	3,567.60㎡	栃木市祝町字東下毛田 381番地、382番地

3 交換の方法 等価交換

4 交換の相手方 栃木市境町27番21号
一般財団法人とちぎメディカルセンター
代表理事理事長 麻生 利正

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市渡良瀬の里

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市川原田町408番地3

名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木

代表者 代表取締役 早乙女 勇

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木地区急患センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町27番21号

名称 栃木市医師会

代表者 会長 横山 孝典

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

指定管理者の指定期間の変更について

平成25年第5回栃木市議会定例会において、議案第162号として議決を経た指定管理者の指定期間の一部について、次のとおり変更する。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

指定期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（片柳市営住宅にあっては平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）とする。

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 29 年 2 月 24 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市大平町富田 629 番地

氏 名 福島 鉄典

生年月日 昭和 39 年 4 月 24 日

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町小野寺2247番地

氏 名 林 慶仁

生年月日 昭和37年10月5日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町豊岡501番地5

氏 名 大島 秀介

生年月日 昭和31年3月30日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年2月24日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市小野口町303番地

氏 名 関口 茂一郎

生年月日 昭和26年2月1日

